

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いききと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	6	地域福祉の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>身近な地域における支え合い活動の中心となるサロン※1の増加など、地域住民が支え合うための体制が充実してきている一方、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、高齢者、障害のある人、生活に困窮する人、ひきこもり状態にある人など、生活に課題を抱えたり支援を必要としている方が、地域で孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくくなるなどの課題があります。</p> <p>このため、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、市民が世代や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互に支え合う地域共生社会を実現することが必要です。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン※2の考え方にに基づき、公共施設、公共交通などのハード面、情報、コミュニケーションなどのソフト面の両面におけるバリアフリー化の推進が必要です。</p>
取 組 の 方 向	<p>1 福祉コミュニティづくりと包括的な支援体制の整備</p> <p>福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域における複雑・多様化した課題の解決に向けて、高齢、障害、子育てなどの各福祉分野が連携して支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。</p>
	<p>2 バリアフリー※3による福祉のまちづくりの推進</p> <p>誰もが公共施設、公共交通などを快適に利用できるよう、道路、公園、駅、住宅などのバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進し、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開。</p>
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	福祉コミュニティづくりの推進度(地域で互いに助け合い、支え合っていると市民の割合) 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	今後の取組等の効果を見込み、目標を設定しました。						コロナ渦において対面での取組に制限がある中でも、新たな手法を導入するなど活動を継続しているが、令和5年度に上昇した実績値が令和6年度では減少に転じており、地域の担い手不足といった状況もあり、更なる活動促進を図る必要がある。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問6で、「お住まいの地域では、住民が互いに助け合い、支え合っていると(どちらかと言えば)思う。」と回答した割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			60.1		63.9	
実績値(%)	56.6	53.5	48.7	50.3	48.5	-	

【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数【累計】 地域における困りごとの相談を受け止める地区ボランティアセンターなどの設置により、地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	これまでの取組状況や、今後の取組等の効果を見込み、目標を設定しました。						令和4年度以降、新たな設置が進んでいないことから、地域の担い手不足といった課題などを踏まえ、より効果的な方法を引き続き検討していく。
成果指標の算出方法	市内に22地区ある地区社会福祉協議会が行っている福祉コミュニティ形成事業において、地区ボランティアセンターを設置して個別ニーズ対応を行っている地区の数。						
	基準値 H30	R3	R4	R5	R6	最終目標 R9	
目標値(地区)	-			14		18	
実績値(地区)	9	12	13	13	13	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	バリアフリー化に満足している市民の割合 誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	今後の取組等の効果や社会情勢の変化を踏まえ、目標を設定しました。						令和6年度には、実績値が増加に転じたものの、中間目標値に達していないため、民間事業者によるバリアフリーへの取組推進に向け、継続かつ効果的な周知啓発が必要である。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問8で「市内のバリアフリー化によって、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいものとなっていると(どちらかといえば)思う。」回答した割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			35.0		39.0	
実績値(%)	29.3	34.2	34.0	29.5	32.5	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>地域での福祉コミュニティづくりの推進や地域住民による相談窓口機能の増加については、地域でのつながりが希薄化する中、地域活動の担い手不足といった課題が見られるため、こうした状況を踏まえ、地区社会福祉協議会など地域活動を実施する団体への支援内容の見直しの検討など、市社会福祉協議会と連携しながら、地域での福祉コミュニティの促進に向けた検討を進める。</p> <p>また、バリアフリー化の推進にあたっては、民間事業者や団体による取組の推進が重要であり、令和6年度から新たに開始した市民や民間事業者における取組事例等の発信や作成したカラーユニバーサルデザインガイドブックの普及などに継続的に取り組むことで誰もが快適な日常生活を送れる環境づくりを促進していく。</p>
-----------------------	--

※1【サロン】地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動のこと。高齢者、障害のある人、子どもとその保護者を対象とした対象者別のサロンや、誰でも自由に参加できるサロンがある。

※2【ユニバーサルデザイン】障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、できる限り全ての人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

※3【バリアフリー】障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	7	生活に困窮する人の自立支援
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑・多様化しており、自ら課題を解決することが困難である場合も少なくないため、安心して日常生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援により課題の解決を図るとともに、生活保護制度の利用が必要となった場合には、適正な保護の実施により生活の保障と自立に向けた支援を進めることが必要です。</p> <p>また、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの居場所づくりなどを進めることが必要です。</p>
取組の方向	<p>1 生活の安定と自立に向けた支援</p> <p>相談支援などの自立支援の取組や、関係機関や地域との連携による支援体制の構築により、生活に困窮し支援を必要としている人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭等の自立や、子どもの居場所づくりの取組を支援します。</p>
	<p>2 生活保護制度利用世帯への支援</p> <p>生活保護制度による支援を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の充実を図り、自立を促進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月、生活困窮者自立支援法等が改正、生活保護制度利用者に対し、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行う被保護者就労準備支援事業が任意事業として法定化された。また、生活困窮者向けの就労準備支援事業等が生活保護制度利用者に対しても実施が可能になるなど就労支援に対する取組が強化された。 令和7年4月 生活困窮者自立支援法施行 本市では、被保護者就労準備支援事業は実施済みであり、生活困窮者と生活保護制度利用者に対する一体的な支援を実施していることから、今後も国の動向を見極めながら効果的な支援に取り組む必要がある。
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	就労支援の決定率(生活困窮者自立支援相談窓口※1で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した割合)						結果の分析
	相談者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の制度の周知及び自立支援相談窓口の柔軟な運用等による効果を見込み、目標を設定しました。						相談内容が多様化しており、就労支援以外の相談が全体の大半を占めるため、就労支援の対象となる者の比率が減少していると考えます。
成果指標の算出方法	生活困窮者自立支援相談窓口で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した者の割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	37.6	/	45.2	
実績値(%)	28.1	21.8	33.7	19.3	15.6	—	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	就労支援事業の参加率(就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合)						結果の分析
	生活保護制度利用者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の就労支援を通じた保護脱却推進のためのインセンティブ付け等による効果を見込み、目標を設定しました。						物価高騰の影響等により、就労以外にも課題を持つ生活保護利用者が増えたことから、就労支援事業に参加した割合が減少したと考えます。
成果指標の算出方法	就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	61.9	/	63.5	
実績値(%)	59.9	55	59.8	45.3	42.8	—	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>就労支援については、各支援対象者の状況に応じた適切な支援に繋がるよう、生活困窮者自立支援相談窓口、生活保護相談窓口、市総合就職支援センター、ハローワーク等が連携し、就労準備支援や一般就労に向けた伴走型支援を実施することができた。</p> <p>今後も各機関や市内企業等と協力しながら生活困窮者及び生活保護制度利用者に対する就労促進の取組を継続していく。</p> <p>子ども・若者支援事業については、勉強会や居場所の提供を通じ、継続した支援を行うことができた。</p> <p>学習環境や多様な課題を抱えやすい生活保護利用世帯等の子ども・若者に対して、勉強会や行事の開催、若者がありのままにいられる場所の提供等を通じて、将来自立していくために重要な学力や社会性の向上に繋がるよう、支援を継続していく。</p>
-----------------------	--

※1【自立支援相談窓口】生活に困窮する人の自立に向けて、地域のネットワークを構築しながら、包括的・継続的な相談支援を行うとともに、就労やその他の支援体制を整備し、生活に困窮する人の自立を支援するもの。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いきいきと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	8	地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>超高齢社会において、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題※1や育児と介護のダブルケアなどの複合的な課題も生じている中、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立した日常生活を送ることができるための取組が求められています。</p> <p>このため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供されるとともに、高齢者等を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実や、高齢者の地域活動への参加や就労の支援などの社会参加に向けた取組の推進が必要です。</p>
取組の方向	<p>1 地域包括ケアシステムの充実</p> <p>ひとり暮らしの高齢者や介護家族などに適切な支援が行われるよう、日常生活圏域※2において、地域包括支援センター※3を中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進します。さらに、在宅医療・介護の連携や高齢者等の権利擁護、自立支援、介護予防と重度化防止の取組を進めるとともに、住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及、外出しやすい環境の整備などの取組も進め、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。</p>
	<p>2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進</p> <p>共生と予防の取組に重点を置き、当事者の視点に立った普及啓発と支援を行うとともに、適時・適切な医療、介護などの提供を行う地域ネットワークの整備・強化を図り、認知症のある人とその家族にやさしい地域づくりを推進します。</p>
	<p>3 介護サービス基盤の充実</p> <p>介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の推進や介護サービスの質の向上を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制を確保することで、高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実を図ります。</p>
	<p>4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進</p> <p>高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくりを進めるとともに、関係機関などとの連携による就労支援を図り、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組を推進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等を改正、高齢者医療制度の見直し等が行われた。 令和5年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定され、令和6年1月に施行。同年12月、認知症施策推進基本計画が策定された。 累次の介護報酬改定により、介護職員等の処遇改善がおこなわれている。 「地域医療介護総合確保基金」により、地域の実情に応じた介護人材の確保・定着・育成に向けた取組が行われている。
--------------	--

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢 介護予防の取組の推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の傾向や今後の地域包括ケアシステムの取組の効果を見込み、目標を設定しました。						介護予防に関する取組の推進により、想定していた目標値を達成できた。
成果指標の算出方法	要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(歳)	-	/	/	79.1	/	79.5	
実績値(歳)	78.5	79.3	80.6	80.7	81.1	-	

【指標2】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	認知症サポーター※4の養成数【累計】 認知症のある人とその家族にやさしい地域づくりが推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	国の目標値と本市のこれまでの認知症サポーター養成状況を踏まえ、目標を設定しました。						認知症サポーター養成数の伸率は減少傾向にあるものの、令和6年度からはチームオレンジサポートセンターを開設するなど、認知症サポーターが活躍できる場の拡充を進めている。
成果指標の算出方法	認知症サポーターの累計養成者数						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-	/	/	74,488	/	98,500	
実績値(人)	44,488	53,673	57,769	62,083	65,747	-	

【指標3】対応する取組の方向 1、3

指標と説明	介護人材の不足感 高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	介護人材の確保・定着・育成に係る取組による効果を見込み、目標を設定しました。						目標値は達成しているものの、団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスのニーズが高まる中、生産年齢人口が減少を続け、令和2年度(57.5)以降では最大値となってしまっている。様々な分野でも人手が不足してきている中、引き続き、介護人材の確保・定着・育成のための取組を実施していかなくてはならない。
成果指標の算出方法	市内の介護サービス事業所等へのアンケート調査において「介護人材が不足している」と回答した割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	68.9	/	68.1	
実績値(%)	69.9	65.4	60.2	62.8	66.4	-	

【指標4】対応する取組の方向 1、4

指標と説明	生きがいがあると感じている高齢者の割合 高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組の推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	高齢者の社会参加と生きがいに係る取組による効果を見込み、目標を設定しました。						回答年度により実績値は増減しているが、令和6年度は前年度から1.2ポイント減少しており、中間目標値も下回っている。高齢者を取り巻く社会情勢も大きく変化する中、高齢者が生きがいをもって過ごすことができるよう、地域活動への参加や就労を促進するため、より一層取組を進める必要がある。
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問10で「生きがいがあると(どちらかといえば)感じている」と回答した高齢者の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	78.7	/	80.0	
実績値(%)	77.5	78.8	76.5	78.3	77.1	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

新型コロナウイルス感染症の第5類への移行に伴い様々な制限が解除され、各事業を継続的に取り組んでいる。介護予防においては、令和5年度から短期集中予防サービスを開始し、リエイブルメント（再自立）を図るなど新たな事業を実施するとともに、認知症サポーター養成講座など継続的に取り組み、目標値には届かないものの、実績値は上昇傾向が見られている。

介護人材については、介護人材の確保・定着・育成のための研修を実施し、目標は達成しているものの、介護人材が不足していると感じる割合が増加傾向にあるため、介護の仕事の魅力発信等の取組を通じて就業促進を図るなど、介護サービス基盤の充実に向けて取組を進める。

高齢者の生きがいづくりを進めるため、引き続き地域における通いの場等への支援を通じて、高齢者の社会参加を図るほか、令和6年3月に策定した第9期高齢者保健福祉計画に位置付けた各取組を着実に進め、更なる地域包括ケアシステムの充実や誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、重点的に取り組む。

※1【8050(はちまるごーまる)問題】80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと。

※2【日常生活圏域】市町村が、その住民が日常生活を送っている地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の状況その他の条件を勘案して定める区域。本市では、公民館区を基本とし、当該圏域の高齢者人口が1万人を超える地域はこれを分割し、圏域を設定している。

※3【地域包括支援センター】介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を置き、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置。本市では愛称を「高齢者支援センター」としている。

※4【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識を持って、地域や職場で認知症のある人や家族を手助けする者。認知症サポーター養成講座の受講が必要。本市ではその養成を積極的に進めている。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅱ	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	3	共に支えあい、いききと暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	9	障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>国による制度改正に伴い障害福祉サービスなどの支援が充実し、サービス利用者の増加や地域生活への移行が図られている一方、障害の重度化や障害のある人の高齢化の進行など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>こうした中、障害等に関する理解の促進、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を送るためのサービスを提供できる体制の充実、就労環境の充実といった障害のある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現することが求められています。</p>
取 組 の 方 向	<p>1 障害等に関する理解促進と権利擁護</p> <p>障害のある人や障害者団体等と連携しながら、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進することにより、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。</p>
	<p>2 障害のある人の地域生活の支援</p> <p>障害特性などに応じた支援の充実、本人の意思を尊重した支援の提供など、障害のある人が安心して地域生活を送るための取組を進めます。</p>
	<p>3 福祉人材の確保とサービスの質の向上</p> <p>障害福祉サービス事業所やボランティア団体などにおける福祉人材の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供を図ります。</p>
	<p>4 障害のある子どもへの支援の充実（施策1再掲）</p> <p>障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。</p>
	<p>5 障害のある人の就労環境の充実</p> <p>障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進や就労継続支援事業所※1の工賃向上などの支援に取り組むとともに、障害のある人の市職員への雇用機会の拡大や、ハローワークなどの関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけなど、充実した就労環境づくりに取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化</p> <p>令和5年こども家庭庁発足（障害児施策）</p> <p>令和5年4月1日 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ 制定</p>
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	地域の中で障害のある人への理解が進んでいると思う市民の割合 障害等に関する理解促進に向けた普及啓発が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	社会全体の障害等への理解が進むこと等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問7で「地域の中で、障害のある人への理解が進んでいると（どちらかといえば）思う」と回答した人の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			46.8		52.0	
実績値(%)	40.3	42.0	38.0	40.1	41.9	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	共同生活援助（グループホーム）※2の利用人数【累計】 障害のある人の地域生活の場となる共同生活援助（グループホーム）の利用人数を測ることで、安全で安心して地域生活を送るための取組が進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の需要等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	請求情報集計システムから利用者数を算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-			913		1,020	
実績値(人)	742	1,157	1,295	1,390	1,524	-	

【指標3】対応する取組の方向 3

指標と説明	福祉研修センター※3の実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数【累計】 研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	障害福祉サービス提供体制を取り巻く環境や過去の研修受講者数の推移等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	障害者支援センター松が丘園の事業報告書から転記						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-			2,000		2,240	
実績値(人)	1,405	886	1,456	2,073	2,185	-	

【指標4】対応する取組の方向 4

指標と説明	療育相談、発達障害相談者数（施策1再掲） 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	近年のトレンド及び65歳未満人口の増減率を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	各子育て支援センター療育相談班（中学生まで）と発達障害支援センター（高校生以上）の新規相談件数の合計						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-			2,040		2,200	
実績値(人)	1,858	1,549	1,493	1,610	1,563	-	

【指標5】対応する取組の方向 5

指標と説明	一般就労への移行人数（障害福祉サービス事業所で就労訓練を受け、一般就労に結びついた人数） 一般就労に結びついた人数を測ることで、就労環境の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	これまでの移行実績、増加率等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	障害福祉サービス事業所に調査を行うことにより、一般就労移行者数を算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-			234		360	
実績値(人)	143	132	163	154	197	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の 評価及び評価 に対する今後 の対応

障害等に関する理解の促進のための取組を様々な機会を捉えて行っているが、更に市民の理解促進を図る必要があるものとする。また、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を送るための体制の充実を図る中で、グループホームの利用者数は増加傾向にあり、障害のある人の自立及び社会参加の支援を推進することができている。

研修受講者数については、研修受講者のアンケート結果や他都市で実施している研修を参考にニーズに合った研修を選定し、研修数と種類を増やすことで、年々増加している。引き続き、障害福祉人材の確保・定着・育成のための取組を進めていく必要がある。

今後も、障害のある人への支援を行うため、福祉、医療、教育及び雇用の一層の連携強化を図るほか、相模原市人権尊重のまちづくり条例の趣旨に基づき、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための効果的な取組を実施していく。

※1【就労継続支援事業所】一般企業などにおける就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う事業所。

※2【共同生活援助(グループホーム)】介護を要する障害のある人に対する、共同生活の場における、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援。

※3【福祉研修センター】障害者支援センター松が丘園にある機能。市内障害福祉サービス事業所等の職員の質の向上を図るため、障害福祉基礎研修や支援技術向上研修などを実施。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	4	健康で心豊かに暮らせる社会をつくれます
施 策 名	NO	10	健康づくりの推進
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>心身の健康は、日々を快適に過ごすために大切なものです。運動習慣を有する市民の割合が増えるなど、市民の健康への意識は高まっている一方、超高齢化の進行や生活習慣病の増加などの課題が生じています。</p> <p>こうした中、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、そうした取組を地域社会全体が支えていくことが必要です。</p> <p>また、自殺死亡率が減少傾向にあるものの依然として高いことから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、うつ病や依存症などの精神疾患、ひきこもり状態などによる生きづらさや孤立に対する支援を含めて、市民の心の健康づくりに対する支援が求められています。</p>
取組の方向	<p>1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実</p> <p>運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを行うことで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指します。</p>
	<p>2 心の健康づくりと自殺総合対策の推進</p> <p>うつ病などの心の病に対する対策や自殺の防止などを行うため、専門相談の体制づくりや普及啓発活動など、心の健康づくりに関する取組や自殺総合対策を推進します。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和6年度～令和17年度を期間とする「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」が制定され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項が示された。</p>
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	自分が健康であると感じている市民の割合						結果の分析
	市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための取組が進んでいるかを見る指標						実績値の減少は、コロナ禍で精神的なストレスの増加や活動機会が減少したことが、社会活動再開後も影響していると考えられる。
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果や過去のトレンド等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問11で「自分の健康状態について、（まあ）健康である」と回答した人の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			82.8		84.3	
実績値(%)	81.4	79.0	77.2	77.7	74.7	-	

【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	健康のために取り組んでいることがある市民の割合						結果の分析
	市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標						実績値に増減があるものの、基準値からの推移で見ると、市民の行動変容に変化は表れていないと考える。
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の需要等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問12で「運動や食生活など健康のために何か（少し）している」と回答した人の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			73.8		75.4	
実績値(%)	71.8	70.8	71.6	73.5	71.6	-	

【指標3】対応する取組の方向 1

指標と説明	健康診断の受診率（1年間に健康診断を受けた市民の割合）						結果の分析
	市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標						数値は若干減少しているものの、がん検診や特定健康診査の受診率は低下していないことから、引き続き、健康づくりに関する取組を推進する必要がある。
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果や過去のトレンド等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問13で「この1年間に、健康診断を受けた」と回答した人の割合。						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			79.7		81.6	
実績値(%)	77.7	76.9	78.4	79.0	78.1	-	

【指標4】対応する取組の方向 2

指標と説明	ゲートキーパー※1の養成数【累計】						結果の分析
	自殺総合対策が推進されているかを見る指標						市民、関係機関、教職員、市職員等、幅広い分野を対象とし、対面やオンラインによる研修を行うことで養成者を増やすことができた。
目標設定の考え方	今後の社会情勢等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	ゲートキーパー研修受講者数より算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(人)	-			7,697		10,100	
実績値(人)	4,697	7,951	8,725	9,407	10,068	-	

【指標5】対応する取組の方向 2

指標と説明	精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合						結果の分析
	心の健康づくりに対する支援が図られているかを見る指標						コロナ禍による精神的なストレスの増加により、市民の関心が高まったが、5類移行後は、市民の関心が元に戻りつつあり、精神疾患や心の健康に関する相談窓口の更なる周知が必要である。
目標設定の考え方	今後の取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問14で「市役所に、精神疾患や心の健康に関する相談の窓口があることを知っている」と回答した人の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-			57.9		60.0	
実績値(%)	55.8	56.8	57.1	56.0	55.9	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

人々の健康への意識や取組については、それぞれの暮らしの状況や心の余裕などに影響されるところがある。物価高騰や労働人口の減少等による「お金がない」、「時間がない」といった状況でも活動できるよう、気軽に取組める手法を提案、提供していく必要がある。

令和7年度は、令和6年3月に策定した第3次自殺総合対策の推進のための行動計画に基づく各種取組を実施し、市民の心の健康づくりと自殺総合対策を推進していく。

※1 【ゲートキーパー】自殺対策において、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	4	健康で心豊かに暮らせる社会をつくります
施 策 名	NO	11	医療体制の充実
施策所管局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>本市の医療体制については、医療関係団体と連携した初期から三次までの救急医療体制の確立により、安心して医療を受けられると感じている市民が増えている一方、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大、中山間地域の地域医療体制の確保、疾病構造の変化に伴う医療需要への対応などの課題が生じています。</p> <p>このため、充実した救急医療体制の確保や救命救急に関する啓発、医療従事者の確保・養成など、今後も市民が安心して医療を受けられるための取組が必要です。</p>
取組の方向	<p>1 地域医療体制の充実</p> <p>病院や診療所をはじめ歯科医療機関、薬局などの連携を促進することにより、疾病の状況に応じて適切な医療を提供することができる体制づくりを進めるとともに、総合的な診療能力を有する医師など地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図り、かかりつけ医などの普及・定着に向けた取組を進めます。</p>
	<p>2 救急医療体制の確保</p> <p>初期救急医療機関から三次救急医療機関※1までの充実した救急医療体制の確保により、休日・夜間における急病者に対し、適切な医療を提供します。</p> <p>また、救急業務の高度化※2を推進するとともに、メディカルセンター急病診療所や救急車の適正利用の普及啓発、救急隊の適正配置などにより、増加する救急需要への対応を進めます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保することや、持続可能な医療提供体制を維持していくために、令和6年4月から医師の働き方改革の制度が施行され、医師に対する時間外労働の上限規制が設けられたほか、連続勤務時間の制限、勤務間のインターバル規制など医療機関における健康確保措置の実施などが義務付けられた。</p>
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	かかりつけ医の普及率(かかりつけ医を持っている市民の割合) 地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の普及啓発事業等の効果を見込み、目標を設定しました。						啓発グッズの配布や動画をホームページやSNS公開し啓発普及を実施することで、若年層の普及率も年々上昇しているが、高齢者と比較すると普及率が低い値となっている。 ※年代別参考 (令和5年度→令和6年度) 10～40歳代 43.4→44.3% 65歳以上 72.1→73.8%
成果指標の算出方法	相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート問15で「かかりつけの医師がいる」と回答した人の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	61.1	/	64.6	
実績値(%)	57.6	58.4	55.7	57.6	59.8	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 救急医療体制の確保が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の推移から伸び率を算出し、目標を設定しました。						収容依頼3回以内で受け入れられた件数は増加しているものの、救急搬送の件数自体が増加しており、割合は減少となった。 ※救急搬送件数 令和5年度 36,342件 令和6年度 37,104件
成果指標の算出方法	救急搬送者のうち救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	96.5	/	97.4	
実績値(%)	95.3	94.5	93.6	94.6	94.0	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	地域医療体制の充実については、「かかりつけ医」などの普及率向上に向けて計画初年度から啓発グッズの作成を実施した。かかりつけ医の普及率は年々上昇しており、令和5年度からは、課題となっている普及率の低い若年層向けに啓発動画放映や広報手段を活用し普及啓発を行うことで、若年層の普及率も上昇しているため、引き続き若年層の目に留まる取組を進める。また、更なる地域医療体制の充実を図るため、在宅医療の充実や医療・介護の連携推進に向けた取組を進める。 救急医療体制の確保については、救急搬送件数が大幅増加したことが要因となり指標の実績値が減少した。今後も救急車の適正利用の普及啓発を継続するとともに、受診可能な医療機関案内に加え、医療従事者への相談体制の構築に向けた取組を進める。
-----------------------	--

※1【初期救急医療機関】救急患者の中でも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。

【二次救急医療機関】初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする救急患者を受け入れる医療機関。

【三次救急医療機関】初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

※2【救急業務の高度化】「救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言体制」、「救急活動の医学的観点からの事後検証体制」、「救急救命士の研修」の充実等を進め、救急隊員の資質を向上し、救命効果の更なる向上を図ること。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	5	個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
施 策 名	NO	12	多文化共生※1の推進と世界平和の尊重
施 策 所 管 局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>外国人市民※2の増加や定住化が進む中、国際交流や協力などの機会を通じて、市民の国際感覚の醸成と相互理解の促進を図り、誰もが暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。</p> <p>このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。</p> <p>また、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあり、世界の恒久平和を実現することは、唯一の戦争による被爆国である我が国だけに限らず、世界共通の願いです。</p> <p>このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現を目指した社会づくりを進める必要があります。</p>
取 組 の 方 向	<p>1 多文化共生の推進</p> <p>市民が異なる文化や習慣を尊重し、相互理解を深めていく中で、主体的に交流し、協働することにより、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。</p> <p>2 国際交流・国際協力の推進</p> <p>市民、市民活動団体などが活発に交流を重ねることにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成や地域の活性化を図ります。</p> <p>3 平和意識の普及啓発活動の推進</p> <p>世界平和の実現に向け、相模原市核兵器廃絶平和都市宣言（昭和59年議決）を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	なし
--------------	----

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	多文化共生の実現に向け取り組んだ市民の割合						結果の分析
	国籍を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	過去のトレンドや外国人市民数の増加等を踏まえ、目標を設定しました。						外国人市民が身近な存在として定着してきている中、簡単なあいさつ程度の割合が増加したことから、生活に根付いた地域コミュニティでの関わりが徐々に広まりつつあると考えられる。
成果指標の算出方法	市民アンケート 令和7年3月実施（令和6年実績）より、問16多文化共生に関する取り組み実績から回答者全体を100%とし、実施していない割合を差し引いた値						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	30.9	/	33.3	
実績値(%)	28.5	21.4	23.9	24.1	23.8	—	

【指標2】対応する取組の方向 3

指標と説明	世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合						結果の分析
	平和意識の普及啓発により、世界平和に貢献する活動が進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						核兵器廃絶平和都市宣言40周年やウクライナ侵攻など社会情勢の影響により、平和に関する知識の習得、体験談の聴講といった実情を学ぶ意識の高まりがある。一方、募金活動に関しては長期化しているため、低下の傾向が大きく見られる。
成果指標の算出方法	市民アンケート 令和7年3月実施（令和6年実績）より、問17平和に関する取り組み実績から回答者全体を100%とし、実施していない割合を差し引いた値						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	42.0	/	43.5	
実績値(%)	40.6	37.6	37.2	39.3	38.0	—	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>実際に参加体験する方法と合わせて、オンラインを活用した海外との交流により、多文化理解の促進や平和意識の普及に向け、広い世代を対象とした事業を実施していく。</p> <p>また、平和意識の普及に関しては、核兵器廃絶平和都市宣言40周年記念事業として、戦争を実体験した世代や家族から聞いた方々に向けて、戦争体験や当時の記憶を文字に起こし、市に寄稿いただく事業を開始した。</p> <p>今後は戦後80周年という平和に対する意識が高まる機運にあわせ、次世代に継承していくことをテーマとし、幅広い世代を対象とした市民の参加を促進していく。</p>
-----------------------	--

※1【多文化共生】国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※2【外国人市民】外国籍の市民又は、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民（海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など）のこと。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	II	笑顔で健やかに暮らせるまち
政 策	NO	5	個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
施 策 名	NO	13	人権の尊重と男女共同参画の推進
施策所管局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>近年、人権意識の高まりが見られるものの、依然として性別、年齢、障害などを理由とする様々な人権問題があるほか、性的少数者への偏見や差別、特定の国や民族に対するヘイトスピーチ※1などの課題も顕在化しています。</p> <p>このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権教育・人権啓発を進めることにより、個性の尊重という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。</p> <p>また、働く場における女性の活躍推進などが社会全体として進められている一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているほか、配偶者などに対する暴力の問題も存在しています。</p> <p>このため、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮できるよう、あらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、配偶者などに対する様々な暴力をなくす取組を推進していく必要があります。</p>
取組の方向	<p>1 人権尊重のまちづくりの推進</p> <p>学校や家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・人権啓発を進めるとともに、相談機関や関係機関の相互の連携による相談・支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、性的少数者への偏見や差別、ヘイトスピーチなどの人権問題に対し、多様な主体と連携した効果的な啓発活動などの取組を推進します。</p>
	<p>2 男女共同参画の推進</p> <p>様々な啓発活動を行うことにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、働く場における女性の活躍推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など性別にかかわらず誰もが充実した職業生活や、家庭・地域生活を送ることのできる環境づくりに取り組むなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。</p> <p>また、配偶者などに対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス※2防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援などに取り組みます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」等の人権に関する法令の整備が進み、令和5年6月には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行された。 ・その一方で、外国人や障害のある人に対する差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害、ジェンダーアイデンティティ及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題が生じている。 ・我が国においては、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなど、依然として、固定的な性別役割分担が残る中、国においては、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会として「令和モデル」の実現に向けて取り組みを進めている。 ・また、令和6年4月には「配偶者暴力防止法（DV防止法）」の改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対し、新たな支援の枠組みを構築している。
--------------	--

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	人権が尊重されていると思う市民の割合						結果の分析
	市民の人権意識を測ることで、人権尊重のまちづくりが図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	人権に関する各種取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						人権尊重のまちづくり条例や人権施策推進指針に基づく施策に取り組む中、新型コロナウイルス等の社会情勢等もあり、各年度の数値に動きがあるものの概ね基準値の前後で推移しており、令和6年度は、基準値からは0.6ポイント減少している。
成果指標の算出方法	市民アンケート調査結果より、人権が尊重されていると思う市民の割合を算出						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	66.2	/	67.2	
実績値(%)	65.2	72.0	66.2	66.0	64.6	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合						結果の分析
	性別による固定的な役割分担意識を測ることで、男女共同参画が推進されているかを見る指標						
目標設定の考え方	過去の意識変化の傾向や、今後の男女共同参画の推進に関する各種取組等による効果を見込み、目標を設定しました。						社会的な意識変化とともに、第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく各種事業の着実な実施により最終目標値に到達しているものの、前年度からは2.1ポイント減少した。
成果指標の算出方法	市民アンケート調査結果より、男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合を算出						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	81.0	/	82.0	
実績値(%)	79.9	82.8	84.1	84.6	82.5	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	市の審議会等における女性委員の割合						結果の分析
	女性の活躍推進が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	「さがみはら男女共同参画推進条例」（平成16年相模原市条例第1号）で定めている男女委員割合の下限である40%を目標として設定しました。						審議会等の委員の選任に当たっての事前協議制度の実施により、目標値に向かって上昇しているものの、前年度からは1.1ポイント減少した。
成果指標の算出方法	相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針に基づき、所管する審議会等及び協議会等に選出された女性の割合を算出						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	37.3	/	40.0	
実績値(%)	33.9	35.3	36.5	36.7	35.6	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>「人権尊重のまちづくりの推進」については、小学校において人権擁護委員が人権の話と花植え活動を行う「人権の花運動」、ホームタウンチームと連携した人権啓発活動、市民を対象とした人権に係る講演会の実施等に継続的に取り組むとともに、令和6年3月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、新たに条例や人権尊重の理念に係る周知啓発活動、小・中学生を対象としたリーフレットの作成・配布など人権教育・人権啓発活動の充実を図った。また、人権侵害に関する相談体制を充実を図るため、人権総合相談窓口を設置した。</p> <p>人権尊重のまちづくり条例や人権施策推進指針に基づく取組を着実に進めていくとともに、市民の人権尊重に係る意識の醸成のため、人権教育・人権啓発活動について継続して、効果的に取り組み、あらゆる人々の人権が尊重される共生社会の実現を図っていく。</p> <p>「男女共同参画の推進」については、令和5年度から始めた男性の育児参画を促進する取組を継続するほか、相模原市立男女共同参画センター(ソレイユさがみ)におけるソレイユフェスタなどを通じて男女共同参画に係る意識醸成に取り組んだ。また、悩みを抱える女性が安心して相談することができる女性相談など、困難な問題を抱える女性に寄り添った対応に取り組んでいる。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、個人、家庭、事業者等、各ステークホルダーの意識・行動変容を促していくことが重要であり、引き続き、男女共同参画推進プランに基づき分野横断的な取組を進めていく必要がある。</p>
-----------------------	--

6 総合計画審議会の意見等

【施策の進捗状況に関する評価】

指標2・3に関しては、実績値も適正に推移しているため評価できるが、指標1の数値の傾向をみると、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定は、相模原市が市民の人権を尊重するまちとして肯定的に評価される契機にはならなかったという結果を示唆していると思われる。条例の認知度向上とともに、関連事業の内容精査が必要である。

指標3に関し、局区別登用率の割合が低い局、区に対して積極的に働きかける必要がある。

【今後の施策の方向性に関する意見】

「人権が尊重されていると思わない」市民の意見を集約する必要があるのではないか。また、施策に基づく事業は、本来の目的や意味が伝わる言葉選びをし、働く世代や若者が興味を持つような取組も実施してほしい。固定的性別役割分担については、行政がそれを再生産する存在、場にならないことを望むとともに、登用数のみならず環境整備や女性の参画の意義の確認を組織として意識してほしい。

※1【ヘイトスピーチ】人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見などを理由に、個人や集団に対し、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現。

※2【ドメスティック・バイオレンス】配偶者、恋人等の親密な関係にある者又はあった者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為。